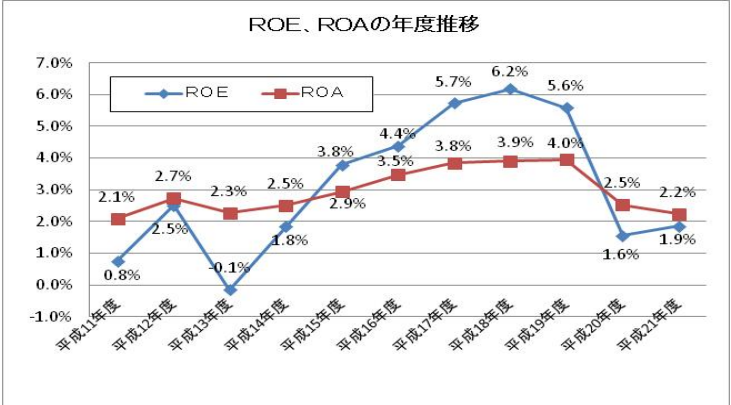


平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく登録免許税の税率の軽減措置																																																																				
税 目	登録免許税 (租税特別措置法第 80 条、第 81 条第 6 項) (租税特別措置法施行令第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項) (租税特別措置法施行規則第 30 条の 2 第 1 項～第 3 項、第 31 条第 4 項～第 6 項)																																																																				
要 望 の 内 容	<p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）に基づく登録免許税の特例措置を平成 26 年 3 月 31 日まで（2 年間）延長する。</p> <p>(1) 対象者 産活法に基づき、事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画の認定を受けた事業者（当該事業者がその経営を実質的に支配している者（関係事業者）を含む。） なお、平成 23 年の産活法改正に伴い、事業再構築計画の支援対象から「資本の相当程度の増加（単純増資）」が除かれており、本措置の適用対象の見直し（縮減）を行ったところ。</p> <p>(2) 特例措置 上記対象者が認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、資本の相当程度の増加（合併等の事業の構造の変更を伴うものに限る。）、会社の設立等における登録免許税を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">租税特別措置法 第 80 条第 1 項</th> <th style="text-align: center;">措置の内容</th> <th style="text-align: center;">通常の税率</th> <th style="text-align: center;">産活法の 特例</th> <th style="text-align: center;">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 号</td> <td>合併</td> <td style="text-align: center;">0.15%</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> <td style="text-align: center;">0.05%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 号</td> <td>分割</td> <td style="text-align: center;">0.15%</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> <td style="text-align: center;">0.05%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の分割)</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">4 号(売買)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">不動産の所有権の取得</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船舶の所有権の取得</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.8%</td> <td style="text-align: center;">2.3%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">5 号</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">合併時</td> <td style="text-align: center;">不動産</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船舶</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> <td style="text-align: center;">0.3%</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">分割時</td> <td style="text-align: center;">不動産</td> <td style="text-align: center;">1.2%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船舶</td> <td style="text-align: center;">2.8%</td> <td style="text-align: center;">1.2%</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> </tr> </tbody> </table>					租税特別措置法 第 80 条第 1 項	措置の内容	通常の税率	産活法の 特例	軽減率	1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3 号	分割	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%	4 号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%	船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%	5 号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%	船舶	2.8%	1.2%	1.6%
租税特別措置法 第 80 条第 1 項	措置の内容	通常の税率	産活法の 特例	軽減率																																																																	
1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																																	
2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																																	
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																																	
3 号	分割	0.15%	0.1%	0.05%																																																																	
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%																																																																	
4 号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																																
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																																
	船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%																																																																
5 号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																																
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																																
	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%																																																																
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%																																																																
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (▲1,300 百万円)																																																																			

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国産業の生産性の向上及び国際競争力の強化を実現するためには、組織再編・事業再編を通じ経営資源の効率的な活用を促進することが重要である。本措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るため、組織再編・事業再編を行う場合において、追加的に新たな商品開発などの事業革新を行う場合に限り、当該再編に係る費用を軽減することにより、より前向きな組織再編・事業再編を促すものである。 特に、平成20年下期以降の世界的な経済収縮に対して、業界再編等を通じて対応することは喫緊の課題であり、産活法に基づく生産性向上、事業革新、資源生産性向上など一定の基準を満たす取組について、再編時に課税される登録免許税を軽減することにより、様々な業界における経営統合や組織再編を加速する必要がある。</p>	
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護          施策目標 3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する          施策目標 3 2 建設市場の整備を推進する          施策目標 3 6 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る。</p> <p>合理性</p> <p>政策の達成目標</p>	<p>産活法の計画認定に基づく政策支援を通じて、企業の自力再生、経営資源の有効活用に加え、異業種の連携などを促進することにより、企業の生産性の向上を図る。          【目標】平成25年度に、企業の生産性を平成22年度より2%以上向上させる。          ○ROE：平成22年度値+2%（事業再構築計画(3年以内)の終了時点における目標値)          ○ROA：平成22年度値+2%（経営資源再活用計画(3年以内)の終了時点における目標値)          注)ROE：自己資本当期純利益率、ROA：総資産経常利益率</p> <p>また平成20年から続く資源価格の不安定化に対応するため、資源生産性の向上に取り組む。          【目標】平成25年度に、エネルギー生産性又は炭素生産性を平成22年度よりそれぞれ以下のとおり向上させる。          ○エネルギー生産性：平成22年度より+6%以上向上          ○炭素生産性：平成22年度より+7%以上向上          注1) エネルギー生産性=                            付加価値額／エネルギー使用量          注2) 炭素生産性=                            付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量</p>

		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（2 年延長）</p>	<p>我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業の ROE、ROA の平均値が、政策目標（ROE、ROA：平成 22 年度値+2%）を上回ることを目指す。</p> <p>また資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3 年間でエネルギー生産性の 6%以上向上又は炭素生産性の 7%以上向上を実現することを目指す。</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>○ROE(自己資本当期純利益率)の実績 【制度創設】平成 11 年度:0.8% → 平成 21 年度:1.9%</p> <p>○ROA(総資産経常利益率)の実績 【制度創設】平成 11 年度:2.1% → 平成 21 年度:2.2%</p> 
	<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>平成 24 年度 30 件程度 平成 25 年度 30 件程度</p> <p>産活法の認定を受けた計画のうち、約 9 割が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産活法全体の政策目的を阻害することになる。</p> <p>また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業にはグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。本措置が引き続き手当されない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くことになる。</p>
	<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>資源需給変化対応設備等の特別償却</p>

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>該当なし</p>																																																
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>																																																
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。</p>																																																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>過去の適用実績は以下のとおり。</p> <p><b>【本措置を利用した計画の認定件数】</b> (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>57</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>305</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記のうち中小企業を含む計画：101件</p> <p><b>【本措置を利用した企業が営む業種】</b></p>  <p><b>【適用件数】</b> (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>912</td> <td>458</td> <td>994</td> <td>604</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法務省「民事・訴訟・人事統計年報」より)</p> <p>※不動産登記については、例えば1つの敷地内の土地や建物であっても登記上は複数の登記となる場合があり、租特の適用件数はそれを反映している。</p> <p><b>【減収額】</b> (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>16,895</td> <td>9,745</td> <td>5,133</td> <td>3,789</td> <td>1,586</td> <td>4,509</td> <td>2,609</td> <td>557</td> </tr> </tbody> </table>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計	件数	72	67	57	26	21	18	24	20	305		18年度	19年度	20年度	21年度	件数	912	458	994	604		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	減収額	16,895	9,745	5,133	3,789	1,586	4,509	2,609	557
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計																																							
	件数	72	67	57	26	21	18	24	20	305																																							
		18年度	19年度	20年度	21年度																																												
	件数	912	458	994	604																																												
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																								
	減収額	16,895	9,745	5,133	3,789	1,586	4,509	2,609	557																																								

<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>登録免許税の軽減措置を講ずることにより、会社設立や増資等の取引に係るコスト(トランザクションコスト)を軽減し、事業再生・事業再編を促進することは、我が国産業の生産性の向上に有効である。 平成 15~21 年度に産活法で認定した計画のうち約 9 割が登録免許税を活用(全省庁ベース)しており、そのうち約 9 割(経済産業省ベース)の計画が、生産性向上の基準を達成している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。 具体的には、本措置を活用した企業の ROE、ROA の平均値が、政策目標(ROE、ROA:平成 22 年度値+2%)を上回ることを目指す。 また資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。 具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3 年間でエネルギー生産性の 6%以上向上又は炭素生産性の 7%以上向上を実現することを目指す。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 15~21 年度に産活法で認定した計画のうち約 9 割が登録免許税を活用(全省庁ベース)しており、そのうち約 9 割(経済産業省ベース)の計画が、生産性向上の基準を達成している。約 1 割の計画は未達であるが、業界構造の変化や景気悪化等による売上不振、資源価格・仕入価格の高騰、法制度改正、円高など外部要因によるものであり、外部環境の変化によるやむを得ない計画を除けば、目標を達成している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 11 年 創設 平成 12 年 税率引き下げ 平成 13 年 2 年間延長 平成 15 年 5 年間延長 (※平成 18 年以後 縮減) 平成 18 年 2 年間延長 平成 20 年 2 年間延長 平成 21 年 2 年間延長 (会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ) 平成 22 年 2 年間延長 平成 23 年 一部縮減 (産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる縮減)</p>